

○ 改正後の地共済法施行令第二十五条の十の規定による地共済法第八十七条第三項等の読替表	1
○ 改正後の地共済法施行令附則第三十条の三の規定による地共済法第八十七条第三項等の読替表	6
○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定による改正前地共済法第九十九条の二の読替表	11
○ 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項及び改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定による読替後の改正前地共済法第九十九条の二第三項の規定による、同条第一項の読替表	19
○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定による改正前地共済法第四百十条の読替表	23
○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十条及び第十一条の読替表	26
○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替後の改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十条第四項の規定による、平成二十七年経過措置政令第七条の規定による読替後の改正前地共済法第十四条の読替表	41
○ 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項及び、改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替後の改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十条第四項の規定による、平成二十七年経過措置政令第七条の規定による読替後の改正前地共済法第九十九条の二の読替表	43
○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替後の改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十一条第四項の規定による、平成二十七年経過措置政令第七条の規定による読替後の改正前地共済法第四十四条の読替表	46

○ 改正後の地共済法施行令第二十五条の十の規定による地共済法第八十七条第三項等の読替表

(傍線部分は既存の規定による読替部分)
(太線部分は改正後の規定による読替部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(退職年金の種類) 第八十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申出は、退職年金の支給の請求と同時に 行わなければならない。</p> <p>(終身退職年金の額) 第八十九条 (略)</p> <p>2 終身退職年金の第九十四条第一項の申出をした日(以下「<u>繰下げ申出日</u>」という。)からその年の九月三十日(終身退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p> <p>3 終身退職年金の繰下げ申出日の属する年(終身退職年金の繰下</p>	<p>(退職年金の種類) 第八十七条 退職年金は、支給期間を終身とするもの(以下「終身退職年金」という。) 及び支給期間を二百四十月とするもの(以下「<u>有期退職年金</u>」という。) とする。</p> <p>2 有期退職年金の受給権者が組合に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は百二十月とする。</p> <p>3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。</p> <p>(終身退職年金の額) 第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。</p> <p>2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p> <p>3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金</p>

げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の繰下げ申出日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の繰下げ申出日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては終身退職年金の繰下げ申出日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の繰下げ申出日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の繰下げ申出日の属する年（終身退職年金の繰下げ申出日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5・6 (略)

の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第九十八条第一項及び第四百四条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金の額)
第九十条 (略)

2 有期退職年金の繰下げ申出日からその年の九月三十日(有期退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の繰下げ申出日の属する年(有期退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の繰下げ申出日からその年の九月三十日(有期退職年金の繰下げ申出日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間において二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該繰下げ申出日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5・6 (略)

(有期退職年金の額)

第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間において二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率(第九十三条第一項第二

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 (略)

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に繰下げ申出日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 (略)

(遺族に対する一時金)

第九十三条 (略)

一 (略)

号及び第九十五条第四項において「有期年金現価率」という。)
は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、前条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額(組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額)の二分の一に相当する金額(当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の繰下げ申出日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 （略）

2
4 （略）

請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

○ 改正後の地共済法施行令附則第三十条の三の規定による地共済法第八十七条第三項等の読替表

(傍線部分は既存の規定による読替部分)
(太線部分は改正後の規定による読替部分)

読 替 え 後	読 替 え 前
<p>(退職年金の種類) 第八十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申出は、退職年金の支給の請求と同時に<u>行わなければならない。</u></p> <p>(終身退職年金の額) 第八十九条 (略)</p> <p>2 終身退職年金の附則第十九条第一項の請求をした日(以下「繰上げ請求日」という。)からその年の九月三十日(終身退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p> <p>3 終身退職年金の繰上げ請求日の属する年(終身退職年金の繰上</p>	<p>(退職年金の種類) 第八十七条 退職年金は、支給期間を終身とするもの(以下「終身退職年金」という。) 及び支給期間を二百四十月とするもの(以下「有期退職年金」という。)とする。</p> <p>2 有期退職年金の受給権者が組合に当該有期退職年金の支給期間の短縮の申出をしたときは、当該有期退職年金の支給期間は百二十月とする。</p> <p>3 前項の申出は、当該有期退職年金の給付事由が生じた日から六月以内に、退職年金の支給の請求と同時に行わなければならない。</p> <p>(終身退職年金の額) 第八十九条 終身退職年金の額は、終身退職年金の算定の基礎となるべき額(以下「終身退職年金算定基礎額」という。)を、受給権者の年齢に応じた終身年金現価率で除して得た金額とする。</p> <p>2 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(終身退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における終身退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。</p> <p>3 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年(終身退職年金</p>

げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の繰上げ請求日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金繰上げ請求日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては終身退職年金の繰上げ請求日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の繰上げ請求日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の繰上げ請求日の属する年（終身退職年金の繰上げ請求日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5・6 (略)

の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における終身退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における終身退職年金の額に同日において当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢の者に対して適用される終身年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項の規定の適用については、終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の九月三十日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日）までの間においては、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の三月三十一日（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その年の三月三十一日）における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年（終身退職年金の給付事由が生じた日が十月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年）以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては、当該各年の三月三十一日における当該終身退職年金の受給権者の年齢に一年を加えた年齢を、当該受給権者の年齢とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する終身年金現価率（第九十八条第一項及び第一百四条第一項において「終身年金現価率」という。）は、毎年九月三十日までに、基準利率、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

6 前各項に定めるもののほか、終身退職年金の額の計算に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金の額)
第九十条 (略)

2 有期退職年金の繰上げ請求日からその年の九月三十日(有期退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の繰上げ請求日の属する年(有期退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の繰上げ請求日からその年の九月三十日(有期退職年金の繰上げ請求日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間において二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該繰上げ請求日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5・6 (略)

(有期退職年金の額)

第九十条 有期退職年金の額は、有期退職年金の額の算定の基礎となるべき額(以下「有期退職年金算定基礎額」という。)を、支給残月数に応じた有期年金現価率で除して得た金額とする。

2 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間における有期退職年金算定基礎額は、給付算定基礎額の二分の一に相当する額(組合員期間が十年に満たないときは、当該額に二分の一を乗じて得た額)とする。

3 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、その翌年)以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間における有期退職年金算定基礎額は、当該各年の九月三十日における有期退職年金の額にその年の十月一日における当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の九月三十日において適用される有期年金現価率を乗じて得た額とする。

4 第一項及び前項に規定する支給残月数(次項において「支給残月数」という。)は、有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の九月三十日(有期退職年金の給付事由が生じた日が九月一日から十二月三十一日までの間にあるときは、翌年の九月三十日)までの間において二百四十月(第八十七条第二項の申出があつた場合は百二十月。以下この項、第九十三条第一項第二号及び第九十五条第四項において同じ。)とし、同日以後の各年の十月一日から翌年の九月三十日までの間においては二百四十月から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の九月までの月数を控除した月数とする。

5 各年の十月から翌年の九月までの期間において適用される第一項及び第三項に規定する有期年金現価率(第九十三条第一項第二

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 (略)

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に繰上げ請求日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 (略)

(遺族に対する一時金)

第九十三条 (略)

一 (略)

号及び第九十五条第四項において「有期年金現価率」という。)
は、毎年九月三十日までに、基準利率その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。
6 前各項に定めるもののほか、有期退職年金の額の計算に關し必要な事項は、総務省令で定める。

(有期退職年金に代わる一時金)

第九十一条 有期退職年金の受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内に、一時金の支給を組合に請求することができる。

2 前項の請求は、退職年金の支給の請求と同時にに行わなければならない。

3 第一項の請求があつたときは、その請求をした者に給付事由が生じた日における有期退職年金算定基礎額に相当する金額の一時金を支給する。この場合においては、第八十八条の規定にかかわらず、その者に対する有期退職年金は支給しない。

4 前項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定(第八十八条、前条及び第九十六条第二項を除く。)を適用する。

(遺族に対する一時金)

第九十三条 一年以上の引き続き組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の遺族に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の一時金を支給する。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 その者が死亡した日における給付算定基礎額(組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間が十年に満たないときは、当該給付算定基礎額に二分の一を乗じて得た額)の二分の一に相当する金額(当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の繰上げ請求日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 （略）

2 4 （略）

請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）

二 その者が退職年金の受給権者である場合（次号に掲げる場合を除く。） その者が死亡した日における有期退職年金の額に二百四十月から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月からその者が死亡した日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に相当する金額

三 その者が退職年金の受給権者であり、かつ、組合員である場合 その者が死亡した日において退職をしたものとした場合における有期退職年金算定基礎額に相当する額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項第一号に規定する給付算定基礎額に係る第七十七条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「一年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した日」と、「当該給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日の」と、同条第三項中「退職等年金給付の給付事由が生じた日」とあるのは「その者が死亡した日」とする。

3 第一項の規定により一時金の支給を受ける者が、同項に規定する者の死亡により公務遺族年金を受けることができるときは、当該支給を受ける者の選択により、一時金と公務遺族年金のうち、そのいずれかを支給し、他は支給しない。

4 第一項の規定による一時金は、有期退職年金とみなしてこの法律の規定（第八十八条、第九十条及び第九十六条第二項を除く。）を適用する。

○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定による改正前地共済法第九十九条の二の読替表

(網掛部分は一元化法附則第六十条第五項の規定による読替部分)

(傍線部分は既存の規定による読替部分)

(太線部分は改正後の規定による読替部分)

<p>今回の改正による読替後</p>	<p>既存の規定による読替後</p>	<p>読替 前</p>
<p>(旧職域加算遺族給付の額)</p> <p>第九十九条の二 旧職域加算遺族給付(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(旧職域加算遺族給付の額)</p> <p>第九十九条の二 旧職域加算遺族給付(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(遺族共済年金の額)</p> <p>第九十九条の二 遺族共済年金(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、遺族共済年金の受給権者が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額</p> <p>(1) 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)を乗じて得た額の四分の三に相当する金額</p>

- (2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額
- (1) (略)

- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (i) 旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金被保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。)を合算した期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と

- (2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額
- (1) (略)

- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (i) 旧地方公務員共済組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

- (2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(1)及び(2)に掲げる金額の合算額

- (1) 平均給与月額額の千分の五・四八一に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額の四分の三に相当する金額
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額
- (i) 組合員期間が二十年以上である者 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年未満である者 平均給与月額を千分の〇・五四八に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、旧職域加算退職給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が旧職域加算退職給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものに相当するものを受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(ii) 旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額を千分の〇・五四八に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、旧職域加算退職給付の受給権を有する六十五歳に達している配偶者が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が旧職域加算退職給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものに相当するものを受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(ii) 組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額を千分の〇・五四八に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、退職共済年金その他の退職又は老齢を給付事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの(以下この条、次条及び第九十九条の四の二において「退職共済年金等」という。)のいずれかの受給権を有する六十五歳に達している配偶者が遺族共済年金の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額

イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 当該遺族が退職共済年金又は国家公務員共済組合法による年金である給付で退職共済年金に相当するものを受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合
前号に定める金額の三分の二に相当する額

ロ 当該遺族の旧職域加算退職給付に相当する額の二分の一に相当する額

2 ※適用除外

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合
前号に定める金額の三分の二に相当する額

ロ 当該遺族の旧職域加算退職給付に相当する額の二分の一に相当する額

2 ※適用除外

(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合
前号に定める金額から政令で定める額を控除した金額の三分の二に相当する額に当該政令で定める額を加算した額

ロ 当該遺族の退職共済年金等の額の合計額(第八十条第一項の規定又は他の法令の規定でこれに相当するものとして政令で定めるものにより加給年金額が加算された退職共済年金等にあつては、これらの規定を適用しない額とする。以下同じ。)に相当する額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額に政令で定める額を加算した額

2

遺族共済年金(前条第一項第四号に該当することにより支給されるものであり、かつ、その受給権者(六十五歳に達している者であつて退職共済年金等のいずれかの受給権を有する配偶者に限る。)が当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する場合に限る。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 次のイに掲げる金額が次のロに掲げる金額以上であるとき。 前項第一号ロに定める金額
イ 前項第一号ロの規定の例により算定

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における旧職域加算遺族給付（以下「公務等による旧職域加算遺族給付」という。）の額を算定する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における旧職域加算遺族給付（以下「公務等による旧職域加算遺族給付」という。）の額を算定する場合における第一項の規定の適用については、同項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同

3 組合員が公務等傷病により組合員である間又は退職した後に死亡した場合における遺族共済年金（以下「公務等による遺族共済年金」という。）の額を算定する場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「乗じて得た額の四分の三に相当する金額」とあるのは「乗じて得た額」と、同号ロ(2)中「
した金額に、厚生年金保険法、私立学校教職員共済法その他の法令の規定であつて政令で定めるものの例により算定した額を合算した額（以下この項において「合算遺族給付額」という。）
ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額の三分の二に相当する額、当該遺族共済年金の受給権者の退職共済年金等の額の合計額から政令で定める額を控除した額の二分の一に相当する額及び政令で定める額を合算した額
二 前号イに掲げる金額が同号ロに掲げる金額に満たないとき。次のイに掲げる金額に次のロに掲げる比率を乗じて得た額に、政令で定める額を加算した額
イ 前号ロに掲げる金額から政令で定める額を控除した額
ロ 合算遺族給付額から政令で定める額を控除した額に対する前項第一号ロ(1)に掲げる金額の比率

号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「旧地方公務員共済組合員期間」追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間(改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。)(平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。)を合算した期間が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者」と、「千分の二・四六六」と「合算した月数」とあるのは「千分の二・四六六」と「合算した月数」とあるのは「合算した月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付である場合における第一項第一号に定める金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)から厚生年金相当額(公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生

号ロ(2)中「次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「旧地方公務員共済組合員期間」が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の二・四六六」と、「合算した月数」とあるのは「合算した月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 旧職域加算遺族給付が公務等による旧職域加算遺族給付である場合における第一項第一号に定める金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)から厚生年金相当額(公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者が受ける権利を有する改正後厚生年金保険法による遺族厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第五十八条第一項ただし書の規定により改正後厚生

次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額」とあるのは「(i)に定める金額」と、「組合員期間」が二十年以上である者」とあるのは「第三項に規定する公務等による遺族共済年金の受給権者」と、「千分の二・四六六」と、「月数」とあるのは「月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とする。

4 遺族共済年金が公務等による遺族共済年金である場合における第一項第一号に定める金額又は第二項第一号イに掲げる第一項第一号ロの規定の例により算定した金額が百三万八千百円に改定率を乗じて得た金額(その金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。)を控除して得た金額より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 ※適用除外

年金保険法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)、改正後厚生年金保険法による老齢厚生年金の額、改正後厚生年金保険法による障害厚生年金の額(改正後厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書の規定により改正後厚生年金保険法による障害厚生年金を受ける権利を有しないときは、同項ただし書の規定の適用がないものとして改正後厚生年金保険法の規定の例により算定した額)若しくは改正後厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付として改正後地共済令第二十五条の十一各号に掲げる給付の額又はその者が二以上のこれらの年金である給付を併せて受けることができる場合におけるこれらの年金である給付の額の合計額のうち最も高い額をいう。)を控除して得た金額より少ないときは、当該金額をこれらの規定による金額とする。

5 ※適用除外

5 第四十五条の規定により給付を受けるべき遺族(配偶者を除く。)に同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額は、第一項第一号及び前二項の規定にかかわらず、当該遺族ごとにこれらの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の数で除して得た金額の合計額とする。

6 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、旧職域加算遺族給付の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

6 第一項、第三項及び第四項に定めるもののほか、旧職域加算遺族給付の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

6 前各項に定めるもののほか、遺族共済年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

○ 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項及び改正後の平成二十七年経過措置政令第七条第一項の規定による読替え後の改正前地共済法第九十九条の二第三項の規定による、同条第一項の読替表

(太線部分は一元化法附則及び経令第七条の規定による読替え後の改正前地共済法第九十九条の二第三項の規定による読替部分)
(網掛部分は改正箇所)

改正		現行	
改	正	現	行
第三項による読替え後	一元化法附則及び経令第七条の規定による読替え後	第三項による読替え後	一元化法附則及び経令第七条の規定による読替え後
<p>(旧職域加算遺族給付の額)</p> <p>第九十九条の二 旧職域加算遺族給付(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額</p>	<p>(旧職域加算遺族給付の額)</p> <p>第九十九条の二 旧職域加算遺族給付(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額</p>	<p>(旧職域加算遺族給付の額)</p> <p>第九十九条の二 旧職域加算遺族給付(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額</p>	<p>(旧職域加算遺族給付の額)</p> <p>第九十九条の二 旧職域加算遺族給付(次項の規定が適用される場合を除く。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。</p> <p>一 遺族(次号に掲げる遺族を除く。)が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額</p> <p>イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額</p>

- (1) (略)
- (2) 平均給与月額額の千分の二・四六六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額
- (1) (略)
- (2) (i)に定める金額

- (i) 第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者
平均給与月額額の千分の二・四六六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満で

- (1) (略)
- (2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額
- (1) (略)
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に志し、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

- (i) 旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附

- (1) (略)
- (2) 平均給与月額額の千分の二・四六六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額

- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額
- (1) (略)
- (2) (i)に定める金額

- (i) 第三項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付の受給権者
平均給与月額額の千分の二・四六六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満で

- (1) (略)
- (2) 平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）を乗じて得た額の四分の三に相当する金額

- ロ 前条第一項第四号に該当することにより支給されるもの 次の(2)に掲げる金額
- (1) (略)
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる者の区分に志し、それぞれ(i)又は(ii)に定める金額の四分の三に相当する金額

- (i) 旧地方公務員共済組合員期間が二十年以上である者
平均給与月額額の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

あるときは、三百月）
を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組
合員期間、追加費用対
象期間及び第三号厚生
年金被保険者期間を合
算した期間が二十年未
満である者 平均給与
月額の千分の〇・五四
八に相当する額に旧地
方公務員共済組合員期
間の月数と追加費用対
象期間の月数とを合算
した月数（当該月数が
三百月未満であるとき
は、三百月）を乗じて
得た額

二
(略)

則第七条第一項の規定
により当該期間とみな
された期間を除く。(ii)
において同じ。)を合
算した期間が二十年以
上である者 平均給与
月額千分の一・〇九
六に相当する額に旧地
方公務員共済組合員期
間の月数と追加費用対
象期間の月数とを合算
した月数を乗じて得た
額

(ii) 旧地方公務員共済組
合員期間、追加費用対
象期間及び第三号厚生
年金被保険者期間を合
算した期間が二十年未
満である者 平均給与
月額千分の〇・五四
八に相当する額に旧地
方公務員共済組合員期
間の月数と追加費用対
象期間の月数とを合算
した月数を乗じて得た
額

二 遺族のうち、旧職域加算退
職給付の受給権を有する六十

あるときは、三百月）
を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組
合員期間が二十年未
満である者 平均給与月
額千分の〇・五四八
に相当する額に旧地方
公務員共済組合員期間
の月数と追加費用対象
期間の月数とを合算し
た月数（当該月数が三
百月未満であるときは
三百月）を乗じて得
た額

二
(略)

(ii) 旧地方公務員共済組
合員期間が二十年未
満である者 平均給与月
額千分の〇・五四八
に相当する額に旧地方
公務員共済組合員期間
の月数と追加費用対象
期間の月数とを合算し
た月数を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組
合員期間が二十年未
満である者 平均給与月
額千分の〇・五四八
に相当する額に旧地方
公務員共済組合員期間
の月数と追加費用対象
期間の月数とを合算し
た月数を乗じて得た額

二 遺族のうち、旧職域加算退
職給付の受給権を有する六十

--

<p>五歳に達している配偶者が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額</p> <p>イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1) 当該遺族が旧職域加算退職給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものに相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額</p> <p>(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額</p> <p>ロ 当該遺族の旧職域加算退職給付に相当する額の二分の一に相当する額</p>

--

<p>五歳に達している配偶者が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。前号に定める金額又は次のイ及びロに掲げる金額を合算した金額のうちいずれか多い金額</p> <p>イ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額</p> <p>(1) 当該遺族が旧職域加算退職給付又は平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものに相当するものの受給権を有している場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額</p> <p>(2) 当該遺族が(1)に規定する年金である給付の受給権を有していない場合 前号に定める金額の三分の二に相当する額</p> <p>ロ 当該遺族の旧職域加算退職給付に相当する額の二分の一に相当する額</p>

いて同じ。)の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三條第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三條第二項」とする。

2
2
4 (略)

は「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三條第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三條第二項」とする。

2
2
4 (略)

と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三條第二項中「地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六條第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三條第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百十三條第二項」とする。

2

前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者(以下「継続長期組合員」という。))が次の各号の一に該当するに至ったときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

<p>一 転出の日から起算して五年を経過したとき。</p> <p>二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。</p> <p>三 死亡したとき。</p> <p>3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十条及び第十一条の読替表

<p>今回の改正による読替え後</p>	<p>既存の規定による読替え後</p>	<p>読替え前</p>
<p>附則</p> <p>（平成十五年度以後における改正前地共済法による職域加算額の算定に関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経</p>	<p>附則</p> <p>（平成十五年度以後における改正前地共済法による職域加算額の算定に関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、なお効力を有する改正前地共済法（被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十条第一項、第三項又は第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経</p>	<p>附則</p> <p>（平成十五年度以後における法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置）</p> <p>第十条 組合員期間の全部又は一部が平成十五年四月一日前であるときは、法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第八八条第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九条の第二項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の第三項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項並びに昭和六十年改正法附則第四百四条第二項においてその例による場合を含む。）の規定による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。</p>

過措置政令」という。)第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。)第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)

(による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。))附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。)、第九十九条の二第一項及び第三項(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。))並びに附則第二十六条第五項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百四条第二項の規定による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)を基

過措置政令」という。)第五条、第六条第一項又は第七条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、これらの規定による読み替え後のものとする。以下この条において同じ。)第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項(平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定(平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。)

(による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号。以下「なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法」という。))附則第八十八条第二項においてその例による場合を含む。)、第九十九条の二第一項及び第三項(なお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第三十条第一項及び第二項においてその例による場合を含む。))並びに附則第二十六条第五項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第四百四条第二項の規定による金額は、これらの規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算した金額とする。

一 平成十五年四月一日前の旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。)を基

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法

礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号、第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。）第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第三項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額額の計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項に規定する再評価率（以下「再評

礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号、第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。）第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第三項並びになお効力を有する改正前昭和六十年地共済改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額額の計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項に規定する再評価率（以下「再評

附則第十五条及び附則別表第三の規定又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号、第三項及び次条において「平成十六年改正法」という。）第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 前項第一号の規定による金額を算定する場合における第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額額の計算の基礎となる掛金の標準となった給料の額については、同項の規定にかかわらず、組合員期間の各月の掛金の標準となった給料の額に、法第四十四条第二項に規定する再評価率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た

価率」という。)を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第二十条の第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額(千分の五・四八一)」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間(以下「基準日前組合員期間」という。)に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給

価率」という。)を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第二十条の第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額(千分の五・四八一)」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間(以下「基準日前組合員期間」という。)に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給

額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。)」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第七十九条第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第二十条の第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額(千分の五・四八一)」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間(以下「基準日前組合員期間」という。)に係る第四十四条第二項に規定する再評価率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)第二条の規定による改正前の同項に規定する平均給料月額(以下この条において「再評価

と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後」と、「の」とあるのは「をいう。以下同じ。）の」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九條第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九

と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・四二五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・二〇六」とする。

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九條第一項第二号中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項中「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第九十九

4 第一項第二号の規定による金額を算定する場合においては、法第四十四条第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九條第一項各号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき）は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の旧地共済施行日前期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第三号並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用

定によりその額が算定される年金である給付にあつては、それぞれ前条第一項及び第五項の規定により算定した金額の合算額が次の各号の規定による金額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき）は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の旧地共済施行日前期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の旧地共済施行日前期間を基礎としてなお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九条第一項第二号、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項及び第三号並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用

額を合算して得た金額と第五項各号の規定による金額を合算して得た金額の合算額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないとき）は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号の規定による金額を合算して得た金額に従前額改定率を乗じて得た金額を、同項の規定による金額とする。

一 平成十五年四月一日前の組合員期間を基礎として第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項、第一条の規定による改正前の法第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、附則第十四条の八並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに第三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定又は平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項から第三項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定により算定される金額

二 平成十五年四月一日以後の組合員期間を基礎として法第四十四条第二項、第七十九条第一項、第八十七条第一項及び第二項、第九十九条の二第一項から第三項まで並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号並びに昭和六十年改正法附則第十五条及び附則別表第三の規定を適用したとしたな

したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 旧地共済施行日前期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九條第一項第二号、第八十七條第一項及び第二項（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第八十八條第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九條の二第一項及び第三項（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第三十條第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十六條第五項並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十四條第二項の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四條第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九條第一項各号中「組合

したとしたならばこれらの規定により算定される金額

2 旧地共済施行日前期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項、第七十九條第一項第二号、第八十七條第一項及び第二項（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第八十八條第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九條の二第一項及び第三項（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第三十條第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十六條第五項並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十四條第二項の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四條第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九條第一項各号中「組合

らばこれらの規定により算定される金額

2 組合員期間の全部が平成十五年四月一日以後であるときは、法第四十四條第二項、第七十九條第一項、第八十七條第一項及び第二項（昭和六十年改正法附則第八十八條第二項においてその例による場合を含む。）、第九十九條の二第一項から第三項まで（昭和六十年改正法附則第三十條第一項及び第二項においてその例による場合を含む。）並びに附則第二十条の二第二項第二号及び第三号（法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項並びに昭和六十年改正法附則第四十四條第二項においてその例による場合を含む。）の規定により算定した金額が、前項第二号の規定の例により算定される額に従前額改定率を乗じて得た金額に満たないときは、これらの規定にかかわらず、当該金額をこれらの規定に定める金額とする。

3 第一項第一号の規定による金額を算定する場合においては、第二条の規定による改正前の法第四十四條第二項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（平成十五年四月前の期間に限る。以下「基準日前組合員期間」という。）」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日前組合員期間」と、第一条の規定による改正前の法第七十九條第一項各号中「組合

員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法等及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う

員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、第八十七条第一項各号及び第二項第一号中「組合員期間の月数（当該月数が三月未満であるときは、三月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、同項第二号中「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日前組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、附則第十四条の八中「次の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、同法附則第十一条第二項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」と、「附則第十四条の八の表」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与額の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準

地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。

）に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前

地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表」と、附則第二十条の二第二項第二号及び第三号中「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、平成十六年改正法第四条の規定による改正後の法第九十九条の二第一項第一号イ中「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「平成十五年四月一日前の組合員期間（以下「基準日前組合員期間」という。

）に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第十二条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前

日前組合員期間」という。）に係る地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則第十一条第一項の従前額改定率を乗じて得た掛金の標準となつた給料を基礎として計算した同法第二条の規定による改正前の法第四十四条第二項に規定する平均給料月額（以下この条において「従前額改定率による平均給料月額」という。）の千分の七・五」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、「平均給与月額」の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

額改定率による平均給料月額」という。)の千分の七・五」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・五」と、「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、「平均給与月額」の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「以前」とあるのは「以前の基準日後組合員期間(平成十五

額改定率による平均給料月額」という。)の千分の七・五」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「平均給与月額」の千分の五・四八一」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の七・五」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日前組合員期間の月数」と、「平均給与月額」の千分の一・〇九六」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の一・五」と、「平均給与月額」の千分の〇・五四八」とあるのは「従前額改定率による平均給料月額の千分の〇・七五」と、同条第三項中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・五」と、「千分の二・四六六」とあるのは「千分の三・三七五」とする。

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合には、なお効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「旧地共済施行日前期間(平成二十四年一元化法附則第四条

4 第一項第二号又は第二項の規定による金額を算定する場合には、法第四十四条第二項中「長期給付」とあるのは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号)附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付」と、「組合員期間」とあるのは「組合員期間(平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日

年四月以後」と、「」の「とあるのは」をいう。以下同じ。）の「と、「改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、「第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の

第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）とあるのは「組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）」と、「改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間（以下「旧地方公務員共済組合員期間」という。）の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間

後組合員期間」という。）と、「別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。」とあるのは「その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。」と、「当該期間」とあるのは「当該基準日後組合員期間」と、第七十九条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号イ中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、第八十七条第一項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第一号中「千分の五・四八一」とあるのは「千分の五・七六九」と、「組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）」とあるのは「

二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)中「千分の一・五七八」とあるのは「千分の一・五七七」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同条第二項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・一五四」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を旧地共済施行日前期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(2)中「千分の一・五七八」とあるのは「千分の一・五七七」と、「旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。

基準日後組合員期間の月数」と、同項第二号中「百分の十四・六一五」とあるのは「百分の十五・三八五」と、「百分の二十一・九二三」とあるのは「百分の二十三・〇七七」と、「千分の一・一五四」とあるのは「千分の一・一五四」と、「加えた額」とあるのは「加えた額」に、基準日後組合員期間の月数を組合員期間の月数で除して得た割合を乗じて得た額」と、第九十九条の二第一項第一号イ(1)中「千分の一・四八一」とあるのは「千分の一・七六九」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号イ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号ロ(1)中「千分の一・四八一」とあるのは「千分の一・七六九」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、同号ロ(2)中「千分の一・五七八」とあるのは「千分の一・五七七」と、「組合員期間」とあるのは「基準日後組合員期間」と、附則第二十条の二第二項第二号中「千分の一・四八一」とあるのは「千分の一・七六九」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同項第三号イ

<p>5 8 (略)</p> <p>9 ※適用除外</p> <p>10 ※適用除外</p> <p>11 ※適用除外</p> <p>12 (略)</p>	
<p>5 8 (略)</p> <p>9 ※適用除外</p> <p>10 ※適用除外</p> <p>11 ※適用除外</p> <p>12 (略)</p>	
<p>5 8 (略)</p> <p>9 平成十六年度における第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、一・〇〇一とする。</p> <p>10 第一項、第二項、第五項及び第六項の従前額改定率は、毎年度、法第四十四条の第三項又は第三項（法第四十四条の四第一項に規定する調整期間にあつては、法第四十四条の五第一項又は第四項）の規定の例により改定する。</p> <p>11 前項の規定による従前額改定率の改定の措置は、政令で定める。</p> <p>12 前各項に定めるもののほか、平成十五年以後における法の長期給付に関する規定等の適用に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>中「千分の一・〇九六」とあるのは「千分の一・一五四」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」と、同号口中「千分の〇・五四八」とあるのは「千分の〇・五七七」と、「組合員期間の月数」とあるのは「基準日後組合員期間の月数」とする。</p>

○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替え後の改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十条第四項の規定による、平成二十七年経過措置政令第七条の規定による読替え後の改正前地共済法第四十四条の読替表

（傍線部分は①↓②、網掛け部分は②↓③、太線部分は②↓④の読替え）

<p>【改正後】経令第十二条による 読替後の平成十二年改正法による読替後④</p>	<p>【現行】経令第十二条による 読替後の平成十二年改正法による読替後③</p>	<p>一元化法附則及び 経令第七条による読替後②</p>	<p>読替前①</p>
<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする</p>

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後の旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

○ 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項及び、改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替え後の改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十条第四項の規定による、平成二十七年経過措置政令第七条の規定による読替え後の改正前地共済法第九十九条の二の読替表

（太線部分は経令第十二条第一項の規定による読替え後の平成十二年地共済改正法附則第十条第四項の規定による読替部分）
（網掛部分は改正箇所）

改		正		後		現		行	
平成十二年改正法 による読替後	（旧職域加算遺族給付の額） 第九十九条の二 旧職域加算遺族給付（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。	一元化法附則及び経令第七条 による読替後	（旧職域加算遺族給付の額） 第九十九条の二 旧職域加算遺族給付（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。	平成十二年改正法 による読替後	（旧職域加算遺族給付の額） 第九十九条の二 旧職域加算遺族給付（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。	一元化法附則及び経令第七条 による読替後	（旧職域加算遺族給付の額） 第九十九条の二 旧職域加算遺族給付（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。	平成十二年改正法 による読替後	（旧職域加算遺族給付の額） 第九十九条の二 旧職域加算遺族給付（次項の規定が適用される場合を除く。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、旧職域加算遺族給付の受給権者が当該旧職域加算遺族給付と同一の給付事由に基づく国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けるときは、第一号に定める金額とする。
一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される	一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される	一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される	一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される	一 遺族（次号に掲げる遺族を除く。）が旧職域加算遺族給付の支給を受けることとなるとき。 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じ、当該イ又はロに定める金額	イ 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される

もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 平均給与月額額の千分の
一・〇九六に相当する額
に基準日後組合員期間の
月数を乗じて得た額の四
分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当
することにより支給される
もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる
者の区分に応じ、それぞ
れ(i)又は(ii)に定める金額
の四分の三に相当する金
額

(i) 旧地方公務員共済組
合員期間、追加費用対
象期間及び第三号厚生
年金被保険者期間(改
正後厚生年金保険法第
二条の五第一項第三号
に規定する第三号厚生
年金被保険者期間をい
う。以下同じ。)(平

もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 平均給与月額額の千分の
一・〇九六に相当する額
に旧地方公務員共済組合
員期間の月数と追加費用
対象期間の月数とを合算
した月数(当該月数が三
百月未満であるときは、
三百月)を乗じて得た額
の四分の三に相当する金
額

ロ 前条第一項第四号に該当
することにより支給される
もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる
者の区分に応じ、それぞ
れ(i)又は(ii)に定める金額
の四分の三に相当する金
額

(i) 旧地方公務員共済組
合員期間、追加費用対
象期間及び第三号厚生
年金被保険者期間(改
正後厚生年金保険法第
二条の五第一項第三号
に規定する第三号厚生
年金被保険者期間をい
う。以下同じ。)(平

もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 平均給与月額額の千分の
一・〇九六に相当する額
に基準日後組合員期間の
月数を乗じて得た額の四
分の三に相当する金額

ロ 前条第一項第四号に該当
することにより支給される
もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる
者の区分に応じ、それぞ
れ(i)又は(ii)に定める金額
の四分の三に相当する金
額

(i) 基準日後組合員期間
が二十年以上である者
の平均給与月額額の千分
の一・〇九六に相当す
る額に旧地方公務員共
済組合員期間の月数と
追加費用対象期間の月
数とを合算した月数を
乗じて得た額

もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 平均給与月額額の千分の
一・〇九六に相当する額
に旧地方公務員共済組合
員期間の月数と追加費用
対象期間の月数とを合算
した月数(当該月数が三
百月未満であるときは、
三百月)を乗じて得た額
の四分の三に相当する金
額

ロ 前条第一項第四号に該当
することにより支給される
もの 次の(2)に掲げる金額
(1) (略)
(2) 次の(i)又は(ii)に掲げる
者の区分に応じ、それぞ
れ(i)又は(ii)に定める金額
の四分の三に相当する金
額

(i) 旧地方公務員共済組
合員期間が二十年以上
である者 平均給与月
額額の千分の一・〇九六
に相当する額に旧地方
公務員共済組合員期間
の月数と追加費用対象
期間の月数とを合算し
た月数を乗じて得た額

成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定
こより当該期間とみなされた期間を除く。(ii)
において同じ。)を合算した期間が二十年以上である者 平均給与月額
の千分の一・〇九六に相当する額に基準日後組合員期間の月数を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・五四八に相当する額に基準日後組合員期間の月数を乗じて得た額

二
(略)

成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定
こより当該期間とみなされた期間を除く。(ii)
において同じ。)を合算した期間が二十年以上である者 平均給与月額
の千分の一・〇九六に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

(ii) 旧地方公務員共済組合員期間、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間を合算した期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・五四八に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

二
(略)

(ii) 基準日後組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額
の千分の〇・五四八に相当する額に基準日後組合員期間の月数を乗じて得た額

二
(略)

(ii) 旧地方公務員共済組合員期間が二十年未満である者 平均給与月額の千分の〇・五四八に相当する額に旧地方公務員共済組合員期間の月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数を乗じて得た額

二
(略)

○ 改正後の平成二十七年経過措置政令第十二条第一項の規定による読替え後の改正前地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）第十一条第四項の規定による、平成二十七年経過措置政令第七条の規定による読替え後の改正前地共済法第四十条の読替表

（傍線部分は①↓②、網掛け部分は②↓③、太線部分は②↓④の読替え）

<p>【改正後】経令第十二条による 読替後の平成十二年改正法による読替後④</p>	<p>【現行】経令第十二条による 読替後の平成十二年改正法による読替後③</p>	<p>一元化法附則及び 経令第七条による読替後②</p>	<p>読替前①</p>
<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条（略）</p>	<p>（給付額の算定の基準となる給料等） 第四十四条 短期給付（第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。）の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日（給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。）の属する月の掛金の標準となつた給料（第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。）とし、その二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつて給料日額とする。</p>

2

2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額、給付事由が生じた日の属する月以前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以後の旧地共済施行日前期間（平成十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額

2

2 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十二号）第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号）附則別表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する受給権者の長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下「基準日後組合員期間」という。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（その月が属する同表の上欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該基準日後組合員期間の月数で除して得た額とする。

2

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間（以下「追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をいう。以下同じ。）の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（改正後厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

2

2 長期給付の給付額の算定の基準となるべき平均給与月額は、給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた給料の額に再評価率（別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に政令で定める数値を乗じて得た額及び掛金の標準となつた期末手当等の額に再評価率を乗じて得た額の合算額を、当該期間の月数で除して得た額とする。

及び掛金の標準となつた期末手
当等の額に再評価率を乗じて得
た額の合算額を、当該基準日後
組合員期間の月数で除して得た
額とする。